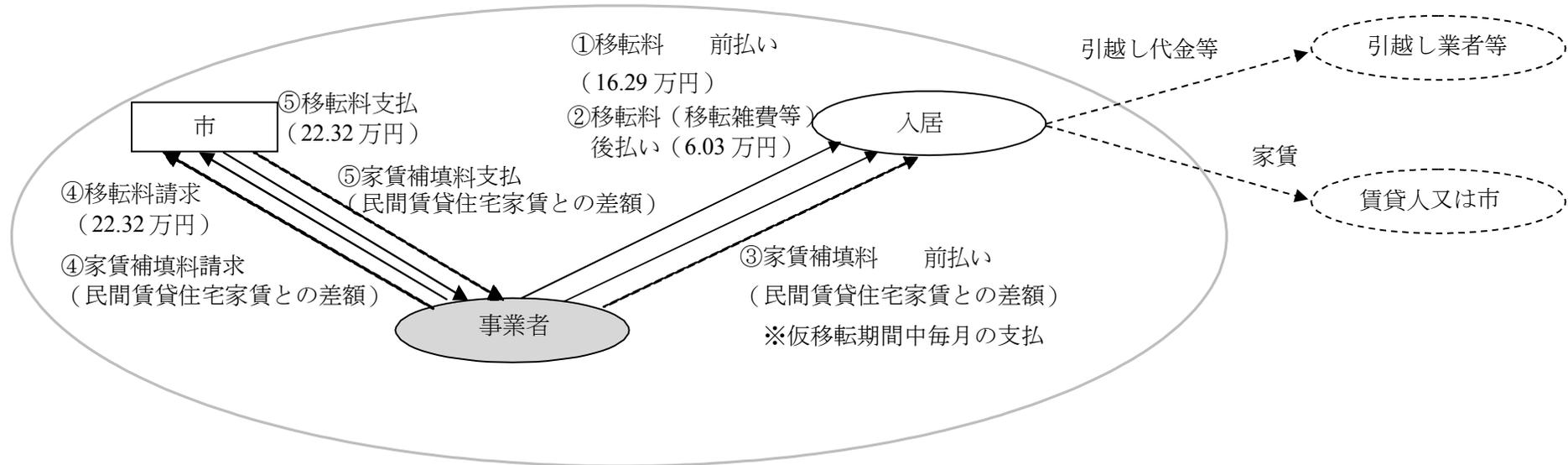


別添1 各移転料の支払いの考え方について

世帯人数2人の場合

①移転料（移転料＋その他移転料）	16.29万円：移転前払い
＋②移転料（移転雑費＋就業不能補償費＋電話移設料）	6.03万円：移転後払い
移転料	合計 22.32万円



※上記の金額は、過去の実績に基づく数値であり、参考である。フロー図は、仮移転料・本移転料の手続き・順番などの流れを分かりやすく説明することを目的としたものである。支払いの順番は図に示す①～⑤の順番のとおりである。

※最終的な考え方は、入札公告時の公表資料を参照のこと。

別添 2 入居者移転支援業務に係る書式リスト

以下は、現時点で入居者移転支援業務において、市が必要と考える書式の一覧である。

書類名称
仮移転協定書
移転料請求書（移転料、その他移転料）
移転料請求書（移転雑費等）
移転完了届
市営住宅返還届
市営・更新住宅使用証書
誓約書（市営住宅入居請書）
入居承認書（市営住宅入居許可書）
本移転意向確認書
特定入居申込書（市営住宅入居申込書）
特定入居決定通知書（市営住宅入居許可書）
入居時の住宅確認に関するお願い
住戸明渡し協定書

仮住居の補修業務において、既存住宅の空住戸（1戸あたり）への実施を想定する主な修繕内容を以下に示す。

① 50万円程度の場合（少数の住戸）

- ・ 畳敷きこみ又は表替え（12枚程度）
- ・ 建具開閉調整
- ・ カーテンレール取り付け
- ・ 流し台扉取手等取替え
- ・ 玄関扉シリンダー取替え
- ・ コンセント取替え（1箇所）
- ・ 水栓取り替え（2箇所）
- ・ 便座取替え
- ・ 衛生器具パッキン等取替え
- ・ クリーニング
- ・ 電気・水道料金
- ・ 残材撤去

② 75万円程度の場合（概ねの住戸）

- ・ ①の内容
- ・ 壁、天井塗装（E P、一部ウレタン）
- ・ 木部塗装
- ・ 水回りパイプのアクリル塗装
- ・ 木部（一部ボード類）補修
- ・ 玄関照明取替え
- ・ ガス栓取替え（2箇所）

③ 100万円程度の場合（少数の住戸）

- ・ ②の内容
- ・ 襖の張替（鳥の子紙、8面程度）
- ・ 下駄箱設置
- ・ 床C F張り（5㎡程度）
- ・ ドアクローザー取替え

別添5 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。